

第二十八回国 参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月六日(木曜日)午前十一時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 栄君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
鈴木 一君
上林 忠次君

委員

秋山俊一郎君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜寛君
東 隆君
大河原 一君
河合 義一君
北村 暢君
千田 正君
北條 尚八君

委員外議員

島 清君

政府委員

農林政務次官 瀬戸山三男君
農林省農林 渡部 伍良君
経済局長 石谷 憲男君
林野庁長官 水産庁長官 奥原日出男君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員
通商産業省重工業局防衛室 金谷榮治郎君
業参事官

本日の会議に付した案件
○狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

狩猟法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この件について、島清君から委員外発言の御要求がございしますが、これを許すことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。なお、政府からの出席者は、林野庁長官、通産省重工業局防衛産業参事官金谷君、林野庁林政部林政課長家治君、指導部造林保護課浅川君、調査官島君が出席しております。

○委員外議員(島清君) ただいま議題になっております法案につきまして、商工委員の立場から二、三御質問申し上げておきたいと存じましてお願い申し上げます。御愛をいただきまして、お許しをいただきますことに対して、謝意を表します。まず、三質疑を試みたいと思はします。まず、私たちが商工委員といたしましては、連合審査をお願いしようかというふうな話し合いも出たのでござ

いますけれども、私が商工委員会を代表するといふふうな形において、委員外の質問をする、こういふふうな扱いを受けて参つたわけでございます。

そこで、私がお尋ねしたいと思つておりますのは、昨年八月と十二月の二回にわたりました、岸内閣は経済の運営に關しまする基本的態度を閣議決定をいたしました。さらに今年の一月の三十一日に、その後の変化等を織りまぜまして、そして三十三年度のわが

国の経済運営上の態度を決定いたしました。その基本方針のもとに、諸法案が今期国会に提案をされて、私たちが審議に當つておるわけであります。予算もさういふような構想に基いて衆議院を通過をいたしました。ただいま本院において審議をされておるわけでございしますが、この基本的な態度を遂行するために、大体において三つの項目に示されておると、私たちが了承したしておるのであります。

それは、国際収支の改善で一億五千万の黒字を出さなければならぬということ、経済の成長率を三〇％伸ばさなければならぬということ、三に、三十一億五千万ドルの輸出を達成しなければならぬ、こういふことを掲げておるわけであります。そのための重要施策といたしまして、八項目あげておるわけであります。最も本議案と關係をいたしまして私が御質問申上げたいと思つておりますことは、中小企業の振興と失業対策の拡充と民生の安定ということがうたわれ

ておるのであります。そこで、本法案が原案通り通過をいたしました成立をいたしました。年令が十八才から二十才に引き上げられるということになります。私たちが調べたところによります。五千人から、五千人からの失業者が出る、しかもこの製造されしております生産部面を担当しておりますのは、おもに中小企業者の方々によつて製造されておると、こういふふうに承知をいたしておるわけでござ

います。本法案が原案通り成立をいたしました。五千人からの、あるいは製造に關する者、流通部面に關する者、合せまして五千人からの失業者が出るということが誤りでないいたしました。ますならば、この重要施策の閣議決定に基きます民生の安定、失業対策の拡充といふような岸内閣の経済政策に反するのではないかと、こういふことが第一点でございします。そこで、本法案を御提出になります経過におきましては、それぞれの官庁間におきまして、十分な御連絡の上に策定をされた

と存じますけれども、その間、岸内閣が重要政策として掲げておられますところの、この私が御指摘を申し上げました点について、本法案成立の曉に、このおそれがないかどうか、この点について明確にしたいと思はします。思はします。ところが、さらに、さういふことは一応は考えられますこととなつて、農林省当局と通産省当局、あるいは労働省当局あたりで、こういつたような問題について合議をなさ

まして、そして意見の完全な一致を見られて、そして、私が心配をいたしております。岸内閣が掲げておられますところの政策に矛盾すると思はれるような点も、御承知の上で、法案として御提案になつておられるかどうかといふことについて、あらかじめ御質問を申し上げたいと思はします。

○政府委員(石谷憲男君) 私、ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。御質問の通りでございますが、確かに従来十八才の制限を二十才に引き上げることによりまして、空氣銃の売れ行きと申しますか、使用者が減つて参るといふ危険が多分にあるのではないかと、こういふことに關連をいたします。御質問の通りに考えるわけでございしますが、実は、十分全国的な資料に基きます的確な判断とも申し上げかねる点があるのでございしますが、私どもが、昭和三十三年度におきまして、東京都内の空氣銃の販売数といふものを調べ、これを、それぞれの年令層に分けて、一体どういふ傾向が見られるだらうかといふことを、実は、警視庁に集まつております報告から推察をいたしましたのでございしますが、その結果によりまして、昭和三十三年度におきましては、東京都内における全空氣銃の販売数は、大体二千六百四十四丁といふ数字が出ておるわけでありまして、これを、それぞれ年令層によつて分けてみると、いわゆる満二十才以上の成年者である者が約六割のいわゆる購入者に相なつておると

いうことが、一つ明らかに出て参ります。ことにあわせて、ただいま問題になっておられるいわゆる十八才と二十才の間の購入者の数は、合計いたしまして一割五分、従来のいわゆる狩猟登録の年令に達しないいわゆる十七才以下の者の購入者が約二割二分というふうな状況が明らかになっておるわけでありまして、十六才以上十九才までの者につきましての年令別の購入数を見てみますと、その間にはほとんど開きがない、同じような割合を占めておる、こういうふうな状況も実はわががわかれるわけでございます。従いまして、かりにこの年令制限の関係を、従来の十八才から二十才というところに引き上げるといたしまして、そのことによって、いわゆる空気銃の売れ行きにかかわります問題は、いわゆる全体の二割五分程度の数字から推察しても、さして大きいものではないのではなからうかということであれこれ考えますと、空気銃の売れ行きといったものの間には、それほど密接不可分の因果関係が見出しにくいものではなからうかということ、実は考えておるようなわけでございます。従いまして、かりにこういう措置において、若干程度の影響が一時的にあるということにいたしましたも、空気銃の性能が、そのことによってさらに一段と高いものに相なるということになりましますならば、いわゆる装薬銃と匹敵する猟具としての使用というふうなもの、十分に今後の問題として、は期待できるのではなからうかと、あれこれそのような考え方の上に立ちまして、装薬銃並みの年令満二十才と

いうものと大体を並べて参るといふことにいたしました。なわけでございます。これによるいわゆる失業者といふたようなものが、どれほど出て参るかというものの推定につきましては、実は、的確な推定を行なったこともないものであります。この法案を政府提案をいたします前に、昨年の七月から十一月にかけて、野生鳥獣審議院を設けて、そこでは各界の専門家とあわせて、この関係行政機関のそれぞれの局長もこれに加わって、あらゆる角度からこの狩猟法の改正問題を審議したわけでございます。もちろん空気銃の製造の關係の主務官庁であります通産省におきまして、これに参加をして、いろいろと審議にあずかってもらつた、こういう経緯に相なっております。○委員外議員(島清君) 私の言葉が足りなかつたのかも知れませんが、質問の要点は、本法案が成立することによつて、生産が撤退をして、それから、中小の企業体によつて製造されておる、中小の企業体の振興という基本方針が、中小企業の振興という基本方針に背反するのではないかと、いふようなことをお聞きしたかつたのであります。さらに、輸出の面でございますが、輸出の振興というものは、今の岸内閣に限らず、わが国の至上命令であるとして上げて、言い過ぎではないと思ひます。それは、戦前におきましては、かなり、一ドルが二円五十銭との換算率でありました時に、他國に百万ドルぐらゐの輸出をして、おつたのではないかと、こういう工合にいわれておるわけでありまして、今、東南アジア、アジア地域と國交の調整が十分になされておられますが、三十一年度、三十

二年度の輸出実績というものは、必ずしも戦前のそれに匹敵するまでに回復はしてないと思ひます。けれども、しかしながら、将来性を考えます場合に、これはかなり、やはり外貨獲得の可能性があるといふことは、戦前の輸出にかなりあがみまして、想像にかたくないわけでありまして、そういうようなことと関連をいたしまして、十分に配慮がなされたかどうか、清澤委員の御質問に對しまして、審議会で十分に審議を尽くされたのだといふことは、速記録によつて承知はしておりますけれども、私の質問申し上げたい点は、輸出に十分に配慮が加へられて、十分な討議がなされて、そして完全なる御意思の決定がなされたか、御意思の一致が見られたかどうか、こういうことをお尋ねしたわけでありまして、繰り返して御質問申し上げるやうで恐縮でございます。その点について、御説明にお答えをいたしたい。○政府委員(瀬戸山三男君) ただいまのお尋ねについてお答えいたします。中小企業の振興あるいは輸出の振興といふことは、今お話の通りに、日本の政治の大きな課題になっておりまして、現在の政府もそれに大きく力をいたしておることはお話の通りであります。そこで、狩猟法の一部改正によつて、今お話の、特に空気銃の問題について、それにどういふ関連があるかといふような御趣意であらうと思ひますが、率直に申し上げます、今日まで現行法では十八才以上空気銃を使用することを狩猟法で定めておりますから、それを二十才以上に制限年令を上げるということになりますれば、ある程

度の使用上について影響があることは、これはやむを得ないことだと思ひます。しかしながら、先ほど林野庁の長官からもお答えを申し上げましたやうに、必ずしも大きな打撃があるとは、われわれの方では考えておりません。ある程度は影響があるといふことは、これは数学的にもある程度出るのじゃないかと思ひますが、大きな打撃があるといふ考えはいたしておりません。ある程度の打撃があるのも、これは各般の状況を検討いたしまして、十八才を二十才に引き上げるといふのが、現在の情勢からやむを得ない、それが適切であるといふ一つの大きな要請からありますので、多少の影響は、これはそういう面から御了解を願うよりほかはないと思つております。もう一つ、輸出の振興の点については、これは、まあ大いに輸出を振興しなければならぬといふことは当然であります。諸外國において空気銃を使用される所に対しては、大いに輸出をいたしたい。諸外國の年令制限等について、私も、詳細今存じておりませんが、私も、現在二千丁ないし三千丁の輸出があるといふやうな話を聞いておりますけれども、できればそういう面に大いに伸ばしてもらつて、中小企業の多少の打撃でもそれを緩和する、こういうふうな考えなければならぬであらうと、こう思ひます。鳥獣審議院において、この問題が真剣に討議されたかといふやうな御趣意もあつたと思ひますが、鳥獣審議院において、輸出の面について、これを詳細に討議されたといふやうなことは、聞き及んでおりません。

○委員外議員(島清君) ただいまの御答弁のありました抽象的な御答弁に對しましては、私は具体的に数字をあげて、その私の数字が誤りであるかどうか、誤まりでなければ、そういう問題に對する具体的な対策を考慮されたかどうかといふふうに、お尋ねをしたかつたわけでございます。しかしながら、ある程度は影響はやむを得ないといふやうな、抽象的な御表現でございます。それによつて、そのある程度やむを得ないとおつしやいますものが、これが基本的な政策に関連をする、たとえば輸出の振興をはからうといふ場合においては、国内の需要が旺盛にならなければならぬわけでありまして、国内では使用を禁止するやうな形に置いて、輸出の振興をはからうとする。これは、木によつて魚を求むるにひとしいことでありまして、なかなかできない問題でございます。そこで、中小企業にある程度の影響はやむを得ないといふやうな、そのある程度は影響に對して、たまたま仕方がない、放任されるという意味なのか、それとも、ある程度は影響を受けるといふことを想定のもとに、ある程度の施策を考えておられるかどうかを、お尋ねいたしたいと思ひます。○政府委員(瀬戸山三男君) 輸出の振興をはかるについては、国内の需要も旺盛でなければならぬ、一面そういうことももちろんあり得ると思ひます。輸出品の、何と申しますか、品質の改良その他については、国内の消費の水準が上ることが前提になると思ひますが、御承知の通りであります。最近におけるこの空気銃については、相対性能が進歩をいたしてあります。これについて、ある程度は影響

貿易の振興の面と、失業対策拡充の面と、この三つの面から御質問を申し上げたわけでございますが、残念ながら満足なる御答弁を頂戴することができなかつたのでございます。ただいま私は、登録制を免許制に強化をして、さらには講習制をおやりになるというのであるからして、その中小企業に影響を及ぼすようなこと、さらには輸出の振興に影響を及ぼすようなこと、失業対策の拡充に影響を及ぼすようなことには、さらに格段の御留意があつてしかるべきでなかつたかというようなことについての関連において質問を申し上げたわけであります。しかしながら、これまた十分な御答弁が得られませんが、これ以上私は御質問を申し上げません。ただこの際、委員各位もお聞きの通りでございますので、はなはだ出しやばつたようではございません。

それは、私たちの考えるところによりますと、ただいまも申し上げた通り、いろいろと野鳥の愛護であるとか、あるいは未成年者の所持したままの危険を防止するというよりなことか考えられまして、それを実現するた

めには、この改正案の中にあります通り、登録制が免許制になり、さらに講習制というものがあるのでありますからして、これらの改正によつても、目的を達することができのではないかと。そういたしますと、とうとう、年令を引き上げて中小企業の生産を減退させて、それによりまして輸出の振興をはばみ、さらにそれによりまして失業者を出すというようなことは、今日の事

態においては避くべきではないか、まあこういうような考え方で御質問を申し上げたわけでございます。どうかこのように、今後法案の成立に際しましては、格段の御配慮がいただければ、商工委員といたしましては大へんに仕合せに存する次第でございます。

以上、私の質問は、これをもって終了します。

○清澤俊英君 これは商工委員会の方から御答弁を願いたい。この法律が施行せられた場合には、生産業者に対して、まあ大抵品目が言うておられるような問題が重点になります、その影響があるかないか、その点と、従って、その影響の仕方によっては、製造業者の生活権というものが非常に危険に瀕することも考えられます。ということは、二十年間の数度のこれは制度の改正がありまして、年令の引き上げ、登録の制度ができたりましたことによつて、現在、これは新潟県などの場合ですが、穀物の空気銃製造業者などがなくなつてゐる。破産したか倒産したか知りませんが、業をやめてゐる。こういうものが出ておりますので、そういう点に対する通産省としての御調査が済んでゐるのかどうか。これは、もちろんこの法案が出て参ります。については、答申にも確かにこのように、私が伺ひいた通り、生産者に対する影響、それから今まで使つておつた者がすぐやめるというやうなことを考えなければならぬ、それらの影響を十分考慮して、この法律が改正せられたと、こういうことになつてゐるのですが、通産省の立場として、はっきりした御回答を願いたい。

○説明員(金谷榮治郎君) ただいまの御質問に對しまして、お答え申し上げます。

空気銃の生産、販売につきましては、法的規制は、この三十年の七月の武器等製造法の改正によりまして行なつて参つております。従いまして、三十年以降の空気銃の製造数量は、三十年の一月から十二月まで、四千五百三十三丁、三十二年は六月までの資料でございますが、五千二百四十一丁、合計いたしまして二万一千七百六十四丁、こういう状況にあります。これらは、大分が国内市場に出ておるわけでありま

部す。

先ほど島議員からも御指摘に相なりましたように、戦前におきましては、日本は、イギリス、ドイツに次ぎまして空気銃等の主要輸出国であつたのであります。戦後におきましては、共産圏に對します特別の措置を除きまして、海外市場の開拓に對する特別の支障はないのであります。ここ数年の実績は、大体千五百丁から二千丁程度といふことで、戦前の実情に比べてみますと、非常に小さくなつてゐると思ひます。

こういう時期におきまして、空気銃の狩猟法の面からいたします所持使用の制限が強化されて参りますと、国内市場が減少、狭隘化して参りますことは、御指摘の通りであります。そういう意味合いにおきまして、野生鳥獣審議会におきましても、当初はこの製造販売を禁止しようという強い御意見もあつたのであります。が、今の実情からいたしまして、また野生鳥獣減少の事由が、空気銃ばかりが最大の原因

であるかどうかという点につきましても、若干の疑問なきにしもあらずでございます。極力現状を維持することの方が望ましいのじやないかという意見を、審議会において申し述べ参りましたのでありますけれども、先ほど林野庁長官、政務次官等から御答弁が参りましたように、非常に都会地に近接する所で使用されるケースが多いといふことからいたしまして、これらの意見は少数説といたしまして、答申案の中に少数説としてつけ加えられてはおりますけれども、そのような審議の状況に相なつております。

そこで、本法案が通過いたしました後におきましては、従来マーケットでありました東南アジア地域、それから南米地域等に対する最近におきます需要の縮小の事情は、民生が必ずしも十分に安定しておらぬといふやうなところにもあるやうでありますけれども、この方面に重点を置きますことによつて、影響をできるだけ最少にとどめるやうに努力をしていきたい、かゝるやうに考へております。

○清澤俊英君 それでは、あれですか、現状維持を主張して言われたといふものは、まあ具体的に言いますと、免許も登録も大体変わりがありませんが、実質上では、問題点は、この点から見ますと、十八才のものを、成年までの歳に上げました約二十年の使用数が大体問題になつてくる。大体今の問題で中心にしますのはその点で、その二十年でよほどの影響がある、このごろになつてゐるのですか。これを現状維持を要当であると御主張なさつたうしるには、それを……といふことはです、言いかえしますと、大体成年以上

になりますれば、わざわざ空気銃を買つて鳥を撃つて歩くといふやうな人は数少いと思ふのです。結局、子供の時代からこれを持つてゐるから、二十才以上になつても持ち歩く、こういう線が非常に多いと思ひます。そうしますと、わずか二年という限定数でありまされども、そこにそういうものをびたりと年限を押えることによつて、急激に販売数を減らされる、こういうやうなことが考えられて、現状維持を要当と、この御判断なさつたのであります。

○説明員(金谷榮治郎君) 現状維持が望ましいのじやないかという意見を申し上げましたゆゑのものは、十八才と申しますと、大抵高等学校の最高学年であります。従いまして、普通の常識を一応得られた年齢じやなからうかといふことに特に着目いたしました。そして、そういう議論を展開いたしましたわけでありまして、しかしながら、審議会におきましては、これはきつめて少数意見でありました。この事実だけを申し上げておきます。

○清澤俊英君 私のお伺ひしてありますのは、そういう十八才が適格年齢だとか年齢でないとかといふことであります。青年に達するまでのものをとめることによつて、販売率が非常に減るのだ、こういう御観念にお立ちになつたのかどうかといふことです。

○説明員(金谷榮治郎君) その点は、制限がきつくなりましますと、若干その他の需要が減少するであらうといふことは、当然に考へておりました。しかしながら、この制限の問題は、違つた観点からも考慮すべき必要がございます

まするし、そういう意味合いにおきまして、おのおの違つた観点からの議論が展開されたことは、野生鳥獣審議会におけるだけではなしに、いずれの審議会におきましても、そういう議論がなされるのであります。私もその一として、所持の仕方が、また使用の仕方が制限されることによつて、その所持層が減少するであらうといふことは、当然の帰結として考慮せざるを得なかつたといふことでございます。

○委員長(重政廣徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政廣徳君) 速記をつけ

○大河原一孝君 先ほど島商工委員会の方が質問されて、それは、きつめてこの席上は農林水産委員会の席上であるからといふので、非常に内輪にして、しかも遠慮なさつたやうなやういふ態度で質問されたのであります。しかし、その質問の聞いておりました、その質問の内容につきましては、われわれ農林水産委員会においても相当重要な点があるし、しかも、その重要な点については次官からも、あるいはまた政府委員の方からも適切な回答がなかつたやうに考へておるのです。そこで、特にこの法案が実施された後においては、五千人もの失業者が出るということが想定されておつたわけですから、こういう点については、やはり大きな問題であるし、しかも、島商工委員会が言つたやうに、岸総理大臣もいゝゆる雇用の拡大といふことを言つておる、そういう事態において、全くこれと背馳したやうな、そういう結果になるので、これに對してはどのように

お考えになるかという点に対する、具體的な答弁がなかったものであります。従つて私は、あえてこの点について次官から再度明確な御答弁を願いたい、こういうことであります。

○政府委員(瀬戸山三男君) 先ほど申し上げましたように、年令の制限を引上げますから、その使用層、空氣銃を使用する層において、數の制限がくることは、これは當然のことです。従つて、その間の空氣銃に對するその面における需要の數が減るといふことは、當然に考えられるといふことを申し上げたのであります。しかし、先ほど林野庁の長官からもお答えいたしましたように、その層における使用層が、全体の使用層から見ても、それほど多數のものでない。もちろん全然影響はないとは申しませんが、それほど——今のお話を聞きますと、五千人の失業者が出る。それはどこから出たのか、私ちょっとわかりませんが、そういう大きな影響があるとは、実は考えておりません。全然影響がないといふことは、これは考えられませんが、五千人の失業者が出るというふうな、そういう大きな影響があるとは、私は、私どもの方では考えておりません。先ほど、通産省の参事官からお話がありましたように、むしろ、これはできるだけ貿易と申しますか、輸出の方に御努力をお願いしたいと、また努力をしなければならぬ、そういう面においては、そういう製造販売をなさる業者の方々も、こういう制度の改正をいたしますときには、ある程度の打撃というものは、これはすべての問題に起るのでありますから、そういう面について、これはもちろん御考慮を

願わなくちゃならない。しかし、政府としては、この影響について、あるいはその補償をするとか、もしくは特別な助成策を講ずるといふところまでは、現在考えておりません。こういう申しわけをしたわけでありまして、今のお話のような数字が、どこから出たか、私承知いたしません。五千人も失業者が出るというところは、全然私の方では考えておらないといふことを申し上げたのであります。

○大河原一孝君 五千人の失業者が出るといふことについて、何といひますか、基礎的なものについては、私も自信は、実は島委員から聞いておいたわけでもないんですが、商工委員会の方で五千人も出るということについては、いろいろ考えられた末、そういう数字が出たんだろと思ひますが、私はその点については申し上げませんが、ただ一つだけお聞きしたいのは、何か今になりました、こういう線が出たといふことについて、いろいろ考えてみますと、この法律案の内容をなすものは、前回いろいろ御説明になられたといふわけの益島野鳥の保護であるといふことに、大体重点が置かれるように聞いておいたのですが、今、考え直してみると、このねらいの中には、政府の考えておる財政経済政策の基本方針であるいわけの内需抑制といふことがねらいで、その中からこういう問題を考えられてきたように、私は、これは考えておるわけですか。私は、今、内需抑制が非常に大事な政府の考へておる経済政策の重要ななすものであるかどうかは異論を持つておりますが、まあ今その場合でないから申しませんが、むしろ、この法案が、有益島

の保護というよりか、財政経済全体の姿からながめた上での内需抑制という点が、強くその中に織り込まれているような気がしてならないのですが、そういう点はどうなんですか。次官の方からお聞きしたい。

○政府委員(瀬戸山三男君) この法律の改正の趣旨は、たびたび申し上げておりますように、また、委員の各位においても御了解願つておると思うのであります。産業経済の考へ方に基づいてやつておるのではないのであります。内需を抑制してその余力で輸出を振興しよう、こういうねらいをもつてこの改正をいたしておるというわけではあります。先般も申し上げましたように、特に今度の改正の一つの重点となつておりますこの空氣銃の使用年令制限については、賛否両論があるわけですが、私どもは、これは、正しく、確定的と思ひますが、これはある程度制限すべきというものが多數だと思ひます。むしろ、全部禁止すべきという議論もあるわけでありまして、議論がさかして、先般も申し上げましたように、また、鳥獣審議会においても議論がされておりますように、やはりその製造業者の立場という問題も考えなくちゃならない。直ちにこれを禁止するなどというものは、現在そういう営業によつて生計を営んでおる立場も考えなくちゃならない。こういう一場の妥協と申しますか、そういう考へ方での立法をいたしておりますので、決して内需を抑制するといふねらいを持つておるということとは全然ありません。か、御了解願ひたいと思ひます。

と認めて御異議ございませんか。〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。
ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(重政廣徳君) 速記をつけて下さい。

それでは、これより討論に入りま。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○北村暢君 それでは、私は、ただいま議題になつております狩猟法の改正につきまして、社会党を代表して賛成の討論をいたします。

このたびの狩猟法の改正が、従来の衆参両院におきまして長い間の経過を経まして、今回へ提案されて参りました。その提案の過程におきまして、まず審議会を設けて、その答申を得てこの改正案となつてきた、こういうことを申しておりますが、この法律は、大正七年の制定になつております。なげこの審議会においてこの法律の根本的な改正がなされずに、一部改正といふことで出てきたかといふことについて、非常に疑問に思つておるのでござい。しかも出て参りましたものは、いろいろ利害関係者の間における調和といひますか、話し合いという形で出てきたとは申しながら、きわめてその目的においてあいまいな点があります。

野生鳥獣の保護を主たる目的とするものか、または狩猟の調整といふことを申しておりますが、私の感じでは、狩猟といふものに対する特別な利益を与えておるというふうにも考えられるのであります。それは、先ほど次官も

言つておりますように、この法律が経済的な見地から出たものではないと言つておりますけれども、私は、やはりこの野生鳥獣の保護といふことが、非常に大きな経済的政策に関連がある、森林保護という面から考えましても非常に大きな関係がある、こういうふうに見ておられますから、野生鳥獣の保護といふことを、もう少し明確にするならば、この空氣銃の制限といふことも、もつと趣旨が明確になつてくるんじゃないか、またその空氣銃の制限を反対する方々もよく納得するんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、その点が非常に明確を欠いておる、こういうふうに思ふのであります。

またこの資料によりまして、農作物あるいは森林に被害を与えておるものが、被害額が約十四億に達して、その防除のために一億二千万要している。それから狩猟のための手数料、狩猟税といふものが約三億五千万、それから猟費が三千万、それから国の猟政の補助のための経費が二千万、まあこういうふうなことからいひましたら、野生鳥獣の害獣あるいは害鳥といふ、野生鳥獣の害獣に多いものに対しての駆除といふことからは、非常に大きな経済的な問題に關係がある、こういうふうに思ふ。そういう点からすれば、この被害の防除のための駆除といふものに対して、相当な力を入れるといふことからは、この狩猟といふものの調整といふところにまあ非常に疑問も出てくる、そこら辺の關係があるわけではございません。それは疑問としてやはり残つてくるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

それから空氣銃の二十才の、制限年限の引き上げ、それから免許制、登録制から免許制にしたということについて、空氣銃による被害が非常に大きいということを誇大に言っており、被害が非常に大きいのか、農薬による被害の方が大きいのか、そこら辺の点もあまり明確ではないようであり、従って、まあこの空氣銃に対する制限というものは、きりいたしません。

それから制限を強化したことによつて犯罪が多くなるんじゃないか。所持者が、公安委員会に登録されているものが十六万丁で、狩猟のためのものが約三万丁、こういうこともつて従来登記されている。あとの十何万、十三万丁というのは、持っているだけで、これは登録されてないから使つてないはずであります。ところが、これは使つていないとは断定できないのであります。無登録でやつていて、そのために制限を強化したんでありますから、当局は、これについて監督を強化するのである、こういうことを言つておられますけれども、これについては、約三百何名のものを五百名程度にする、こういうような説明であつたと思つておられますが、この五百名程度でありますという、おそらく狩猟の關係の施設、保護区、あるいは禁猟区、猟区、こういうものの施設が六百幾らあるんでありますから、それに一人ずつ配置した程度で終つてしまふんであります。空氣銃の制限を強化したことによつて、監督を強化するんだと、こう言つておられますけれども、これだけの監督では、強化したとはいつて

も、この監督強化ということが徹底するかどうかということについては、非常に疑問に思われる点であります。そういうような点からいたしまして、あまり明確ではない。本年度の予算を見まして、禁猟区その他の予算を見まして、監督を強化するといひながら、三十二年の予算では三百八万円の補助金が、二百六十何万に逆に三十三年で減つておる。これで監督を強化すると言つておるのであります。

こういうような点について、いろいろ矛盾を含んでおる。私はそういう点からいたしますと、今度の改正案というものは、非常にまだいろいろ問題を残しているという点を指摘せざるを得ないのであります。従つて、ここで私が要望いたしたいことは、近き将来におきまして、この法律の抜本的な改正の提出せられることを希望いたしますと思つておられます。今度の審議会における構成のメンバーを見ますと、必ずしも私は、その利益を代表する者が網羅されているというふうには考えられない。非常に大きなものは、十六万丁の空氣銃を持つてゐる、その空氣銃を持つてゐる人の代表が入つておらぬというふうに思われるんです。その空氣銃を代表する人の意思というものが、この審議会に私は出てきていないのじゃないかという感じがいたします。従つて、今後のこの抜本的な改正に當りましては、ぜひそういう人も加えて、あるいはそういう点についての配慮を一つしていただきたいということを、お願いしたいと思つておられます。それからもう一つは、先ほど島委員が指摘されておられますように、実は

十八才から二十才に上げたことによりまして、銃砲業者から言わせるならば、これは二十才になりますという、空氣銃を業としてよりも、空氣銃よりも火薬砲の方を使うようになる、そういう年令に達するので、空氣銃の使用というものは、壊滅的な打撃を受けるのだ、これは業者から言わせれば、誇大な点もあるかと思つておられます。相当な打撃を受けるという、このことも考えられるのであります。政務次官の答弁では、それほどの、五千名の失業者が出る、そういうふうには理解しうておられない、こういうふうなことのようでございますけれども、失業者が出るということは、これは数の多寡ではなしに、やはり職を奪うということについては、これは慎重に考えなければならぬ問題である。従つて、ただ単に制限を強化するという一方的な措置でなしに、やはりその経過措置として、業者に対する転業の指導なり――あるいは起つてくる失業者というものについての明確な答弁もないし、それに対する調査もなされなかつたやうでありますけれども――そういう点について配慮というものは、あくまでもやはりなされるべきである、こういうふうに考えるのでございます。

以上が、いろいろの理由からいたしまして、今度の法案提出に當つて不備な点はあるかと思つておられます。野生鳥獣の保護という点について、私は、この趣旨に賛成をいたしまして、不備とは思いますが、一歩前進する意味において賛成の意を表したいと思つておられます。

以上をもつて、賛成の討論にかえたいと思つておられます。

○上林忠次君 私は、緑風会を代表しまして、ただいま上程されておりますこの改正法案に対して賛成いたします。

最近特に益鳥が少なくなったというやうな状況が目立つておられますが、もちろん、この原因は薬剤が大きな原因をなしてゐる。薬剤は、薬剤による目的の害鳥を殺すには、これは、その害を及ぼす生物を殺すばかりでなしに、万遍なしに殺してしまふということが、生物界のバランスを今破つておるのであります。これは、ただいまの薬剤の状況では、いかんともしたい。しかしながら、益鳥の減少もまた大きなもので、薬剤によるものは、よすがにいたしても、鳥獣によるもので上げておつた大きな効果が減殺されておる。この点を自覺しますときに、何とかこれを生かしておき、また繁殖さす。薬剤と相付つては、ほんとうの害を及ぼす生物のみを殺すという効果を、ますます助長していかねばならぬのじゃないか、こういう点から考えますと、まあ益鳥に対しては、これは十分な保護施設をしなくちゃならぬ。ただいま行われております方法では、それができないのだということになりますと、一番の今回の改正の目標であります十八才を二十才にするという点に對しましては、賛意を表するものであります。しかしながら、ただ十八を法令的に二十才に上げるんじゃないかと思つておられるので、あれだけの税金を上げておられるなら、この税金の一部を使つて、生物を愛護する

る愛鳥精神をもつと涵養していくというやうな施設に……。それができないんじゃないか。先般、審議中、聞くところによりますと、ほとんどこれに対する施設は行われておらぬ。もつと金を出して、予算を使つて、愛鳥精神の涵養、そういうやうな方面の施設が必要じゃないか。また、鳥の繁殖し得る地域をもつとたくさん作つていき、これをうまく管理していくということも必要じゃないか。もちろん、こういうやうなことにによりまして、空氣銃の業者が困るということは想像されます。しかしながら、こういうやうなレクリエーションとしての空氣銃の使用は、なして、もつとほかのゲームとしてあるいはスポーツとして、これをまた発展させていくというやうな方面にいきますれば、まだまだ銃の品質の改善も起りますし、それが結果として、また輸出の増進にもなるやうじゃないか、今のやうなああいうやうな子供の使つた空氣銃じゃなしに、ますますつづつた空氣銃ができていく、そういうやうなつづつたものができてこそ、また輸出ができるのであります。ああいうやうなやうな空氣銃では、輸出もできないのじゃないか、私はそういうやうな点でこの予算をしっかりとこの方面にも使つていただまして、愛鳥精神の涵養、また、業者の銃の改善、これを刺激していただきたいということをお願い申し上げます。

○委員長(重政廣徳君) 他に御意見もないようですから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。狩猟法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重政廣徳君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 柴田 榮 | 藤野 繁雄 |
| 清澤 俊英 | 鈴木 一 |
| 上林 忠次 | 秋山俊一郎 |
| 佐藤清一郎 | 関根 久蔵 |
| 田中 啓一 | 仲原 洋一 |
| 堀本 宜實 | 東 隆 |
| 大河原 一 | 河合 義一 |
| 北村 暢 | 千田 正 |
| 北條 梅八 | |

○委員長(重政廣徳君) それでは、しばらく休憩して、午後一時再開いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(重政廣徳君) 再開いたしました。

農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題にいたしました。過ぐる第二十四回国会において、農業協同組合整備特別措置法に対して当委員会において付帯決議が行われ、その中に、かような措置はひとり農業協同組合のみならず、経営不振の森林組合及び漁業協同組合に対しても講ずるよう決議され、右の決議について政府におけるこれが取扱いに關し、前回の委員会において東委員から御質疑があり、その答弁が本日に持ち越されておりますので、本日はまずこの東委員の御質疑に対して政府からの答弁を求めます。

○政府委員(瀬戸山三男君) 先の当委員会におきましてこの法律を御可決を願いました当時、森林組合及び漁業協同組合も同じような協同組合であつて、この農業協同組合と同様に、相当な不振な組合があるのではないかと、従つて、農業協同組合に対していろいろ特別措置法を制定する以上は、そういう森林組合及び漁業協同組合についてもこれに準ずるような法制的、あるいは予算的措置を講ずる必要があると、こういうふうな付帯決議を当参議院の農林水産委員会において決議されております。そのことについてもちろん政府といたしまして、その後検討を続けておりました、御趣旨の点は十分わかるわけでございますが、性質上は、ある程度と申しますと語弊があるかもしれませんが、適切な事態が考えられるのであります。しかしながら、よくこれをさらに検討いたしてみますと、この前の委員会でも私から

申し上げておきましたように、農業協同組合と、その他の森林組合及び漁業協同組合とは、現在においてその組織等において必ずしも同程度に取り扱ふ事柄には今日なつておらないと、こういうふうな私どもは考えをいたしておりました。そこで御趣旨の点につきまして、農業協同組合に比しまして組織的には、経営的にも森林組合及び漁業協同組合は立ちおくれおるようには考えられます。そういう関係から、こういう組合につきましてはまずその前提として、組織的に整備改善をはかる、そして事業活動の指導を行うことがまず当面の課題である、こういう考えから、三十二年の予算的措置から行政指導を進めて参つたのであります。そこで、三十三年度におきまして、そういう経営不振の組合に対しましては、森林組合におきましても、また漁業協同組合におきましても、特別指導員、あるいは長期の駐在員、こういう制度をさらにある程度拡充いたしまして組織の整備強化をはかる、こういう指導、行政的な措置を講ずる、こういうふうに今やっております。そこで、この森林組合及び漁業協同組合に対しまして現在の新組合の状態等については、それぞれ林野庁長官及び水産庁長官からもう少し詳細に御説明を申し上げますが、特に前回の委員会でも申し上げましたように、この漁業協同組合につきましては、たゞいま御審議を願つております漁業制度調査会においても、こういう根本的な問題について、さらに検討を願いたい、こういう考えを持っておりますということを、この際つけ加えておきたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 森林組合の關係につきまして御説明申し上げます。

森林組合が、協同組合の考え方に徹して参りましたためには、組合員の系統利用を推進いたしまして、経済事業を活性化していくということが絶対に必要である、こういう考えからいたしまして、従来、組合の一斉調査を行い、これによりまして実態を把握いたしますとともに、常例検査等の方法によりまして、実地指導を行なつてその育成に努めてきたような次第でございます。先の国会で決議されました農業協同組合整備特別措置法の付帯決議につきましては、その御趣旨を体しまして、特に経営不振の組合につきましても、その不振の原因を究明いたしまして、その対策をこれこれ検討して参つたのでございます。その調査によりまするといふと、昭和三十三年三月末現在におきまして、欠損金が二十万円以上の不振組合といふべきものの数は、全国で二百七十四ございまして、このうち、特に執行体制の不良といふふうに考えられますもの、しかも組合不振の原因がこの執行体制の不良に基くものなどというふうに考えられますものが百十七という数に及んでおる実情でございます。これを農業協同組合整備特別措置法の対象といたしておきますと、組合の数におきましても、また欠損の金額におきましても、非常に少ないのでございます。このことは、いわゆる林業そのものの特質にもよりますが、森林組合の経済団体といたしましての活動が、いまだ全般的に活発

でない、むしろ非常に不活発なる組合が多いということからきておるようでございます。そこで対策といたしましては、組合に対しまして、利子補助を行いますとか、あるいは合併奨励金を交付するといったような、直接助成を現在直ちにいたしますよりも、各組合の不振の原因に依りまして、最も適当な指導を行なうということをこの段階としては取り上げるべきではなからうか、かようなふうに考えたのでございまして、従いまして、昭和三十三年の予算におきましては、新たに森林組合の振興対策費の補助金といたしまして、二百九十二万三千円を計上いたしました。組合のための特別指導を行なうということにいたしましたのでございまして、これとあわせて、都道府県の各機関、国有林野事業の各機関等と密接に協力をするというふうな内部指導も実は行方方針でございます。振興対策の事業といたしましては、原則として欠損金の二十万円以上の不振組合に対しまして、振興計画の樹立をいたしますとともに、その実施につきましての行政庁の特別の指導を行ひまして、特に執行体制が不十分、不備であると思われるような組合に対しましては、森林組合連合会の職員をこれに派遣いたしまして、半年の期間にわたりまして駐在をいたし、指導を行なうというように取り運びたい所存でございます。もとよりこの措置が、不振組合に対しましては施策のすべてではございませんが、これらの措置を推進いたしますことの機会に、森林組合の自主的な振興への意欲と努力が期待されるのであります。

す。森林組合の系統組織におきましては、昨年の秋に、森林組合振興対策要綱というものを自主的に定めまして、三十三年度から三カ年計画をもって、経営基盤の弱い組合に対しましては、大いに合併の推進をはかる、さらに出資の増強をはかる、苗木の生産及び販賣事業であるとか、資材の生産及び販賣事業を全面的に実施するような体制をみずから整えつつありますので、この機会に、ただいま申し上げましたような施策をあわせて講じますことは、非常に大きな意味があるものと、かように考えておるわけでござい

○政府委員(奥原日出男君)

漁業協同組合は、全体で四千三百あるのございしますが、その中で沿海の経済事業を行いまする出資漁業協同組合、これが三千百あるのございします。で、これの最近の経営の状況を、ごく概括的に申し上げます。共同販賣事業、共同購入事業、いずれもいささか伸び悩んでおる次第であるのであります。で、共同販賣事業につきましては、沿岸の漁獲高の千二百億、その約六

と存じますが、全体の取扱量が二十六億、こういうわずかな数字であるのであります。しかしながら全漁連の燃料の取扱いが、昭和三十年あたりから非常に伸びて参りまして、この面においては、急速に事業の改良を見ておるのでございします。そこで漁協の仕事で、現在非常に安定した軌道に上りつつあると考えられますものは、信用事業であるのございまして、昭和二十七年におきましては、貯金といたしましては、わずかに十億、貸付金として二十億、この程度の取扱いをしておったのにとどまっておるのであります。が、昨年の八月におきましては、と

に、かく貯金といたしまして、百億の関門を突破いたしました。百億、貸付金も百八十七億、こういう飛躍的な増進を見ておるのでございします。しかしながら組合の経営の基礎をなめて見ますれば、まだまだ不十分な点が多々あるのございまして、漁業協同組合全体を通じての経理上の損失金が約四億四千円見当であつたと思

あります。また、財務不良組合と申し上げるものは、繰越欠損額を控除いたしました自己資本額が固定資産額よりも足らない組合、これを見ました場合に、三百九十四組合、両方合せまして約六百五十組合が、急速に何らかの手を打っていかねばならない組合である、かように考えるのであります。そこで、現段階におきまする措置といたしましては、森林組合について考究されておりますのと同様に、行政指導を強化して健全なる経営を自主的に確立していく、こういう方角に努力をいたしたい、かように考えておるのであります。長期の特別滞在指導によって経営の改善をはかります組合と、また、巡回指導によりまして経営の改善をはかります組合、合せまして約二百組合、これだけの組合につきまして、これが経営の改善指導に要しまする連合会の経費に對しまする補助費といたしまして、二百十三万円の金を明年度の予算の上に計上をいたした次第であります。しかしながら、われわれは、この対策をもつて十分である、かように考えておるのでは決してないのございします。漁業協同組合の経営の作興ということに關しましては、根本的には、漁業協同組合の長に沿革及びその沿革を基礎にいたしました現在の漁業法及び水産業協同組合の制度の根本的な検討をする必要がある、かように考えておるのであります。漁業協同組合の経済組合としての機能を付与せられたのは、昭和八年の漁業法の改正であつたのであります。一方におきまして、明治十年かの漁業組合準則以来、漁業協同組合は同時に漁業権の権利主体と

しての機能を果しておるのでございします。しかし、現在の漁業協同組合の地位が非常に狭小であり、町村未満の部落単位の組合が全体の五割を占めておる、こういうことには、実はただいまの二元的な性格にも一つの原因があるのございまして、この辺に關しましては、先ほど政務次官からお話のありましたような根本的な制度の検討をいたして参りたい、かように考えておるのであります。しかし、同時に、その制度の検討も一方においてやらなければならぬこととございします。が、今の段階におきましても、われわれは、当面におきまする一つのステップとして、行政指導の強化をはかるにとどめておるのでございまして、なお今後、これが不振組合の作興につきましてのいろいろな方策を徐々に機運の熟するに従つて実施に移して参りたいと、かように考えておる次第でござい

な面がございしますから、順次農林漁業、あるいは消費者の方面、あるいは商工業の方面、そういうような方面に協同組合法が生まれた、こういう経過をたどつておると思ふ。そこで、商工業の方面までも私はこれこれ言ひ必要はないと思ひますけれども、この際は、私は、農林漁業に關するものぐらひは同一の歩調でもつてやつていっていいと思ふ。ことに、金融の面なんかは、農林中央金庫がありまして、これは一つになつて出でる。従つて、それに非常に關係を持つてくる。この農林漁業關係の協同組合に關するところの整備刷新のためのいろいろな方法というものは、やはり一本になつて農林省が大きな力を入れてやるべき筋合いのものだらう。今お話を承つてみましても、林業關係においては取つた予算なんというものは、きわめて少い。水産關係は、組合の経営不振を直すために連合會對して三百万円をその金の補助する。一組合に對して一

〇東條君 説明をいただいたんです。私は、協同組合という立場から考へてみましたときに、本来ならば、森林組合も、それから水産業協同組合も、農協協同組合も、また、今の厚生省の管轄になつておる消費生活協同組合も、また、中小企業者等の協同組合も、協同組合法という一本の法律で実はやるべき筋合いのものだらうと思ふ。それが、占領政策のもとにおいて、日本で発達しておつたところの産業組合、それを基盤にして農協法ができておつたわけでありまして、それが非常に指導者原理に災ひをされておつたために、それを是正するため、農協協同組合法というものを單獨に出してそしてやる、従つて、必要

の金を補助する。一組合に對して一百万の補助を連合会に出してそして指導をさせる、こういうようなことになつておる。それよりも、私は、協同組合の立場に立つて、農林漁業に關係しておる業者の一番強い力というものは何かといへば、やはり協同組合に團結をしてそしてやつていくのがこれが一番いい方法なんですから、その意味においても、私は、もう少しはつきりところというようなものに入れてほしかつたわけなんです。私は、イージー・ゴーイングな方法をとりたれておると思ふ。やさしい方法をとりたれておるのです。非常にせんさくをするようでありまして、それから水産庁にも、農協協同

組合の方よりもこういうような法律その他をこしらへるときに手がでないのも、そつちの方面に非常に力がない。林野庁にも、それから水産庁にも、こういうような法律を編む場合に、その基礎的ないろいろな工作をするところの力が足りないのだ、こういうふうにさへ言ふ人もあるわけでありませう。私は、これは実は少し聞かされたんでよく覚えておるんですけれども、今水産関係の方なんかは、農業の方面でもって判進しておるぐらゐのところは何とてやってもやりたゐるものだ、こういつてやつておるわけでありませう。たまたま年金制度のあつた共済組合法の関係で、水産関係も林業関係も、もう少しで省かれそうになつてゐた、ああいうような現実もありませう。そういうような関係で、この際こういうような法律が出て、この際には、当然農林漁業手を携へて、そつちで強力な力になつて法律を作つていただきたい、こういう考え方をまず持つわけでありませう。この点について、次官はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(瀬戸山三男君) お説の通り、協同組合制自体が、まあ言葉が過ぎるかもしれませんが、比較的力の弱い人々が団結をして、その経済的その他の地位を守る、こういうのがまあ協同組合の根本の理念であります。

従つて、そういう組合は大きければ大きいほどその効果が上がる、そういうふうにお考えであります。ただし、理想としてはそういうふうに考えられますけれども、現実の問題としてはなかなか、率直に申し上げると、これは私個人の考えとして聞いていただきたいのですけれども、少しこういう種類の団体の申しますか、組合が私は多過ぎるのだという気が実はしております。むしろそういう同類系のもので、さういふだけ大同団結をして一本の力としていくべきが私はほんとうにじゃないかと思ひますが、しかしながら、農林漁業についても各種の団体があるわけでありませうけれども、いわゆる組合組織があるわけでありませう、現実の問題としてはなかなかさう簡単にこれを一本化する、あるいは統合するといふことはさう簡単な仕事ではないと考へております。御趣旨の点は私も同感でありませうが、これは将来を期して、さういふ方向に持つていくよう、にお互いに努力すべきものである、かように私は考へておるわけでありませう。

○東隆君 漁業協同組合関係でもって、先ほど共同販賣関係の仕事は一千二百億、そしてそのうち六八%が単協でもってやられておる、こういうお話でありませう。私はこの共同販賣を促進するために単協が冷凍設備を、冷蔵庫を持つていふような、さういふようなことは、これは無理だらうと思ひます。いわんや部落の区域の漁業協同組合が冷蔵庫を持つてやるなどというものは、これは無理な話なんです、もう少し私は大きくして、さうして行政区域くらしいのものを作り上げることが、もう当然必要だらうと思ひます。それにも私は冷蔵設備は無理だと思ひます。連合会が冷凍設備を、さういふような必要の地帯に作る、こんなようなことをやらなければ、なまものを扱つておるものが有利に販賣をするなどというものは、これはなかなかできるものじゃないと思ひます。さういふことをやれば、当然

然現在の漁業協同組合、浦々にあるような、部落にあるあの小さな漁業協同組合を、私はやはり相当併合をして、さうして強力なものに作り上げていかなければならぬ、私も購買方面なんかを見まして、漁業協同組合がやつておるのとは小さな漁具とか、それから米を扱つておるところがだいたいある。で、この共同購入をやつておるものの中身を調べてみますと、おそろくほとんどに漁業者のためになるような共同購入をさう大きくやつておるのじゃないのじゃないか、さういふようににすら考へる。従つて、もう少し協同組合として漁村の、漁民の財布を握つておる立場にあるところの漁業協同組合を強力なものにするために、私はどうして合併だとか、さういふような促進をして、それも合理的にやらなければならぬと思ひます、さういふようなものについて急速に手を伸ばさなければならぬ、さういふふうに考へておるのですが、この点は先ほど漁業協同組合の調査をやる、さういふようなことでもってお逃げになつておるのですけれども、しかし漁業協同組合の調査の中身はまださうおきません、さういふやうなことで、これは漁業法あるいは水産協同組合法との関連であるとか、その他いろいろな調べる問題がたゞさういふものかと思ひます。しかし、それ以前にもうすでにさういふわけであつて、組合の組織の強化でありますとか、さういふような方面を大いにやらなければならぬ、さう思ふのですが、はなはだもつて林業の方でもさうですが、漁業の方でもさうの方面の力が非常に抜けておる、さう考へるわけでありませう。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま漁業協同組合の合併の問題の御質問が出たのでございまして、私どもも合併をして地区を大にして、同時に事業規模を拡大していくことの必要を痛切に感ずるものでございませう。しかし、これにつきまして、先ほど私がよく抽象的に触れたように、相当制度の根本について検討をしなければならぬ重要な点があるのをごさいます。で、現在漁業協同組合の五七%が市町村未満の区域をその地区といたしておる、市町村単位を漁業協同組合といふのはわずかに三七%、さういふことであるのであります。なぜさういふ状態にあるか、合併ができないために、たゞいまお話をいたしましたような製氷あるいは冷凍等の施設を持ちまするために、一つの内湾についての連合会を

それから水産関係の方面であります、林業の方面には、農業の方面にあるいろいろな改良普及員であるとか、さういふような制度なんかも当然わかり切つたものである、さういふようなものを今の部落組合に配置するといふことになれば、これはもうでんで問題にならぬと思ひます。けれども、しかし行政区域にこれをまゝとめて少し大きなものにするならば、私は改良普及員に相当する水産関係のものも私は漁業協同組合に配置をして、さうして新しい見地に立つた科学的な漁業を漁民にやらせる、さういふようなこともできよう、さう考へるわけ、さういふ点を、すでにさういふこと、さういふことだと思ひますが、さういふことはなし得ないことを非常に残念に思つておりますが、さういふ点はさういふふうに進められていくお考えですか。

○千田正君 関連して、ただいま漁業協同組合の問題を中心として、大きな意味において一本化するの理想がある、さうであるべきだと、私も賛

に、一つの内湾についての連合会を結成し、あるいは県全体としての連合会においてさういふ設備を持つ、さういふふうなことに相なつておるのであります、なぜそれではさういふ状態にあるかといふことに關しましては、これは現在漁業協同組合が一方において漁業権の主体であり、組合員は組合の持つておる漁業権に基きまして漁業をする権利を持つておる次第であるのであります。ところで、漁業権の主体であるといふ関係から漁業権の行使についての不安といふものが常につきまといまして、合併をするといふことが非常に困難なのが現実であるのでございませう。もちろん漁業協同組合の発展と同時に、漁業権の管理主体であるといふことの上に座して今日に至つておる事実、これはまた認めなければならぬ次第でありますけれども、今この際において、この二つの機能をどういふふうに考へるかといふ点に何らかの解決策を求めなければ、なかなか合併による地区の拡大といふことは困難ではないか、かように考へるものであります。しかしながら、われわれもさういふ困難があることを承知しながらも行政上の指導の面におきましては、できる限り組合の分立を防ぎ、地区をまとめるような努力はいたしておる次第でございますが、しかしこのあたりが今度でございますが、漁業協同組合におきける最も重要な検討事項の一つであらう、かように考へておる次第であります。

成するのですが、さらに水産に關しては、特に業種別の組合がたくさんあり過ぎるのじゃないか。たとえばカツオであるとか、マグロであるとか、あるいはいろいろな漁業協同組合がたくさんある。そうして末端の組合はどれにも参加しなければならぬ。そういうふうになると、経営の面におきましてもしよい切れない弱小の組合も出てきている。こういう面におけるところはやはり統合整理して、ほんとうの漁業協同組合の確立ということを考えなければならぬと思うのですが、まさ綱についても、たとえば北であるとか、南であるとか、あまりに数が多い過ぎると私は思うのです。その点はどうですか。

○政府委員(奥原日出男君) 業種別組合の乱立に關しましては、現在いろいろな批判もあり、いろんな意見も出ておるのでございます。その一つは、ただいま千田先生のお話のように、単位の総合漁協との關係においての問題であるのでありますが、もう一つは、全国的な連合組織というものを漁業組合の活動を盛り立てるために作り上げていかなければならぬのかかわらず、業種別の組合がまた別々な柱を立てて、そしてその力を分散しておるという点に關します。批判であるのでございませう。ある地区の狭小な点、あるいは同じ地区に重複して組合がある点、そこらあたりもお話申し上げたのでありますが、ただいまの業種別組合の問題にも關連いたしまして、現在の漁業組合の制度にもう少しき意味における行政監督というふうな色彩を濃厚にした方がいいのではないか、組合のことは組合員の自治にまかせるということの

ために、かえって組合の乱立を招き、また業種別組合と地区組合、あるいは連合会との間の不円滑というふうなものも来たりしている。こういうふうな意見も相当有力に叫ばれておるのでございませう。われわれもまたそこらあたりも十分問題として取り上げていかなければならない。かような観点からやがて作り直す調査会におきまして、この辺も取り上げて参りたい、かように考えております。

○東隆君 今、千田委員が聞いたことを私も聞こうと思つておつたのです。業種別の漁業協同組合、これと沿岸の漁業協同組合、この關係であります。特に船底びきというふうなものを中心に考えてきたときに、連合会のみを許す、しかもその連合会には、沿岸の漁業協同組合が加入するということをお前提にしたところの連合会のみを認める。業種別協同組合は連合会のみを認める、こういう考え方にお立ちになります。これは案のところを申しますと、業種別協同組合には、沿岸漁業協同組合の中に入る人のうち資力のある者、力のある者が中に入つて、そして業種別協同組合を構成して、そのために非常に力強いのです。そのために、私は協同組合という名前を持つたところの株式会社形の形になるのではないかと、こう思う。しかも機船底びきのようなものになりますと、沿岸漁区を荒すギャング的の行動をとるといふようなものも現れてくるので、従つて連合会に組織がえをして、そして沿岸の漁業協同組合が連合会に加入する、そして今まで業種別協同組合に出資しておつたものは、沿岸の漁業協同組合を通して出資するという

形になるわけでありませう。そういうような形でもつて作ることによつて、初めて業種別の協同組合連合会が沿岸の協同組合の漁区を荒す、こういうふうなことができなくなる。こういう形を作り上げることによつて、私は今の問題を解決するとともに、沿岸の漁業協同組合に力をつけていく、こういう道を開いていかなければならぬ。これは水産業と、こう考えますが、これは水産業協同組合法の改正、その他の問題に關連すると思つておつたのですが、この点どういふふうにお考えになつておりますか、長官また次官の考え方を伺ひたい。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま底びき、その他の業種別の組合については単位の組合を作らせないで、地域別組合の連合会という形においてのみ、業種別の存在を認めるというふうにしたらどうか、こういう御意見でございます。われわれも業種別組合についていろいろ問題があることを承知いたしていろいろ問題がございませう。地域別組合が、有力者が業種別組合として離れていくというところのために非常に力が弱い、のみならず業種別組合の中には沿岸と正面から対立いたしまする底びき等の業種もあるものであります。その辺にいろいろ問題が介在いたしてございませう。しかし一方におきまして、全国的な連合組織というものと、今、地域別な漁業協同組合は、全漁連といふものにまとまつておるのであります。その他の業種別組合は全然別個な全国的連合組織を持つております。そこらあたりに水産としての総合的な活動をい

たすのに、いろいろ支障があるという観点から、むしろ連合組織としては全国一本であるべきだと、こういうふうな御議論も一方においてあるものでございませう。で、一方におきまして業種別の方々には、またその方々だけで共通の利害を持つておることも、これも事実であるのでございませう。従つて問題は、現在の協同組合法の根本的立て方、すなわち自由により、自由に系統的に結びつく、こういう根本的な協同組合の理念そのものに業種別組合の取扱いの問題はからんで参つてくるのでございませう。われわれといたしましては、実は今の段階におきましてはきわめて重要な問題である、われわれとしてもこの問題について何らかの解決をしなければならぬ深い関心と意欲を持つておるのであります。今、かしわれわれといたしまして、これが解決の方途を具体的にこの際打ち出すよりも、むしろこれらの關係者も組織いたしました調査会の場において十分御議論を願つて、そういう御議論をくみ取つてわれわれが解決する具体案を作り上げるといふことの方が適當ではないか、かような考え方ではこの問題に深甚の注意を払つておる次第でございます。

○仲原善一君 簡単にそれでは二、三の点御質問申し上げますが、ただいま東委員は農協協同組合、あるいは全般的の協同組合のあり方についての将来についての政府の所信をただされておるわけでございますが、この問題にやがて關連して若干お尋ね申し上げます。農協自身が民主的に運営するまでの何と申しますかレベルがそこまできていないという実態がございませうので、こ

いておりまして、現在の農協協同組合を貫いておる思想が終戦時にできた關係もあつて、先ほどのお話にもありました通りに、自由に全く民主的にやつていくという、こういう理念に基いておつて、これが必ずしも現在の日本の農村の実態に合つていないという趣旨の御答弁があつたように思ひます。それから各委員の御発言の中にも、そういう問題が同様な意見で述べられておつたわけでございます。そういう点、私も全く共鳴する点がたくさんございませう。將來農協協同組合の改正が行われると考へられますが、その際に、政府としてはどういふふうな御所見を持つておられるかという点に關連して具体的に二、三お聞きしたいわけでございます。その一つは、この実態と理念と合つていないというところを端を発しておるわけでございますが、総合単協と申しますか、農協の一

番末端の組合で、一つの町村の中に同じ事業をやつておる、そういうのがたくさんあるわけですね。隣同士で地域は全く同じところでございます。隣同士で一人の人はAの組合に、一人の人はBの組合にと、そういうふうに入居しておる組合があるわけでございます。そういうのも何と申しますか、理念の上から申しますと、十五人以上で加入も自由でございませうけれども、実際の運営の面から見ますと、大へな支障が出てくるわけでございます。農協自身が民主的に運営するまでの何と申しますかレベルがそこまできていないという実態がございませうので、こ

的に率直に申しますと、一つの町村においては総合単協は一つに限るというより、な認可方針を申しますか、そういう方針をもって対処されてはどうか、その点についての御所見を最初に承わりたいと思います。

今回の改正法によっても、合併促進をやるようなことが一つのねらいになつております。局長のお話でも整備措置法では利子の減免であるとか、あるいは中央会の駐在員の派遣をして補助するとか、そのほか合併促進というところがございしますが、少くとも単協の合併についてはただいま申し上げましたように、一町村について一つの組合を認可する、総合単協については特にそうだと、いろいろな点についての御所見を最初に伺いたいと思います。

○政府委員(瀬戸山三男君) 先ほど農協ばかりでなくて、いわゆる組合に対する考え方についていろいろ御意見があったわけでありまして、御承知の通り農協にかかわらずその他の組合も同じであります。御承知の通り、民主主義というものでありまして、自由、平等、正義というものを進んでいこうと、この終戦後はものを運んでいこうと、このいうことが第一の前提に物事が運ばれておると思うのでありますが、特に農協の場合でも終戦後の状況を見ておりますと、ただいまお話しになりましたように、法律によつて十五人以上あれば自由にできるのだ——これは私個人のことを申し上げて失礼であります、が、私もある地域の行政を担当いたしましたことがあつたのでありますけれども、ちよつと農協法が十年ちよつと前に制定されたときに、そういう

せいぜい百戸か二百戸のところを組合を作つても決して成り立つものではないという趣旨の行政指導をいたしたし、たけれども、いまだ民主主義、十五人以上あればできる、ちゃんと法律に書いてあるじゃないかと、こういうような主張をしまして、その後一町村、あるいは一市の中に統々として多くの農協ができた実例があつたのであります。今日振り返つてみると、そういうものはほとんど不振農協で、何百万、あるいは何千万という負債を生じて再建整備にかかるといふような状況になつておるのであります。そのところのかね合いが、いわゆる言われておりますところの民主主義と、この団体の、あるいは協同組合の精神とか、かね合いが非常にむずかしいところであると思ひます。率直に申し上げて今の日本の国民のレベル——ということと、に失礼であります、程度において、状態においては、やはりある程度、それには統制——というところもまた誤解を受けるおそれがありますけれども、法的な規制を一面においては加えなければ、協同組合の理想も達せられぬじゃないかという考えを持っております。でありますから、今仲原委員のお話の通りに、これまで行政区域に従つて全部やると、一単位の行政区画は一つの農業協同組合だということ自体も、簡単に割り切れないんじゃないかと思ひます。申し上げるまでもなく、一つの主たる経済団体でありますから、理想的に言つて、町村区域は違つても、あるいは地形的、あるいはその地方の経済取引の状況、あるいは人情風俗と、こういうもので行政単位を越えて一つの協同組合ができ

得る可能性の場合もあるわけでありすが、しかしながら、全然行政と無関係というわけにいきませんから、行政単位を越えて農業協同組合を作るといふことは、これは実際問題としては困難だと思ひます。そこで、行政単位に一つの単位組合を作る、これは私は一つの原則でいいと思ひます。しかしながら、多くの市町村合併が行われておりますが、それを全部、最近行われておるような合併市などというものについて一つの単協を作るといふことも、あるいは人情の上から、あるいは経済関係から、いわゆる協同組合という、協同の精神が必ずしも発揮されないといふ事情もあり得るわけでありまして、行政単位に一つの組合という主張も、必ずしも私は適切でないと思ひます。しかしながら、原則としては、一単位の行政区画には、やはり一つの農業協同組合というものが、私はこれは理想であると思ひます。将来、農協法の改正をする場合においては、そういう一つの目標をもつて改正をすべきものである。場合によつては、これは検討の余地はありますけれども、農業協同組合の単位については、あるいは認可制といふか、法律上、認可制度を作るのはいいかどうかというところは、先ほどの民主主義とかかね合ひが、あります、そのくらい、ある程度の法律上の規制をする必要がありはしないかと、こういうふうには現在を考へておるわけでありまして。

○仲原善一君 地域の問題について、全く私も次官と同じように、心ずきませんので、それはやはり従来の

伝統もありまして、あるいは経済単位としての関係もございまして、うから、まあその点はいいたしまして、ともかくも、隣同士がほかの組合に入るといふような、そういう実態は、何か法律的な規制をすべきではなからうか、そういう気がいたしました。次に、県段階、都道府県の段階について、やはりこれを敷衍していきま

と、そういう点が考えられはしないかという問題でございまして、これは現在でも県信連であるとか、共済農業は県に一本、一つの都道府県に一つというふうには、これは行政上の措置でやっておられますが、同時に、これはもう少し範囲を広めて、経済連ぐらいについてもそれはできるべきではなからうか、やはり信連なり共済農業は、そういう趣旨で規制をされている以上は、そう大して違ひのない経済連について、もやつて差しつかえないじゃないかと、いう気がいたしますが、その点はどういうふうには当局はお考えでござい

か。

○政府委員(瀬戸山三男君) 経済連に、おいても、多くは、御承知の通りに、一都道府県に一つというものが大原則であります。しかしこれも、やはり経済関係あるいは感情上の問題からいって、一つの県に二つあるというふうな所もあります。農林省といたしましては、今お話を趣旨はそういうふうにして、今お話を趣旨は、できるだけこれを県なら県単位一本にした、こういうことで強力に行政指導をして、合併と申しますか、その線を進めておるわけでありまして。

○仲原善一君 次は、農業金融の問題について、関連してお尋ねをいたしますが、農業金融は、先般の当委員会でも、低利で長期でなければならぬ、農民から集めた金は農民に流すべきであるといふことで、お話し合ひがたいに進んでおつたやうであります。将来考える問題といたしまして、実は共済農業で、ずいぶん資金が農民から集まる見込みでございまして。現在でも二百億程度集まっています。現在でも思ひますが、これがだんだん伸びて参りますので、これを現在信連に預けている形でございまして、これを何か特別な長期低利の資金に、農村金融に使うような新しい制度を考へすべきではなからうか。特に農林漁業金融公庫の自作農資金というふうなものと一緒に集めるなり、そうして仮称でございまして、農地金庫というふうなものでも作つて、特に現在不足しております長期低利の農業金融の新しい制度を一つ作つてみたかどうかというふうな私見を持っておるわけであ

が、そういうものについての、大よその御見解、将来についての御所見といふものを伺えれば仕合せであります。

○政府委員(瀬戸山三男君) 農林関係の金融につきましては、先般、いろいろ貴重な御意見が出ておるわけでありまして。農林関係の資金は、それをまた長期低利で還元すべきではないかという議論と、ひいては組織的にも、そういう組織に組み込まなくちゃならぬ、こういうふうな趣旨の御意見があるわけでありまして。今の御意見も、新たにそういう趣旨の制度と申しますか、機関を作つたらどうか、こういう御意見もあるわけでありまして、これは金融行政と申しますか、そういう

問題にも大きく関係いたします。また農林関係としては、非常に大きな関心を持っておることでありまして、將來慎重に検討をいたしたいと、こういうふうに考えております。

○仲原善一君 この改正案では一年の延長になっておりますが、この間の当局の御説明では、一年では残る組合がある、その組合については抜本的な方法を考えねばならぬということと抽象的に申しておられましたが、残った問題については、どういってお考えであるか、もう少し具体的にお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(瀬戸山三男君) 実はこの改正は、これは期間の延長であります。が、元の現行法通り、さらに二年延長すべきである、あるいは一年にすべきかというところで、相当立案途中においても論議があつたわけであります。ただこれは一種の臨時特例法のようなものでありますから、できるだけ農業協同組合の整備をはかるのはすみやかなのがよろしい、これはもう当然なことでありまして、でありますから、過去の実績と現在の状況を考え合せて、二年というよりも、一年の延長にして、こういう事務的な処理あるいはその対策については、すみやかに立てるようになければ、また二年延長というものは、それだけ気分的に延長になる、そういうことではないかというところで、いろいろ御議論がありまして、たけれども、一年間の延長ということにいたしましたのであります。それでも現在、先般もこまかく御説明したと思ひますが、この一年間延長について、この法律によつて整備をし得ない組合も相当にあるんじゃないか。こま

かい数字は今私承知をいたしてありますが、現在でもそういう見込みといひますか、悪い見込みの協同組合があるわけでありまして、ある程度のものはこの処置によつてもどうにもならないものがあるであらう。一体これをどうするかというところは、今具体的に申し上げることはできませんけれども、それを放つておいて、農業協同組合はなくなつてしまつてもいいんだというわけには、これはなかなか参りません。でありますから、この一年間努力をいたしまして、それでもどうしてこの処置によつて整備ができないというものについては、さらに新たにそういうものの整備のできる方法を講じなくちゃならないんじゃないか。そういう点については、財政上の措置等についても、これ以外の措置を講じなくちゃならないと思ひますが、そういう問題については、新たにいわゆる財政当局とも相談をして決定しよう、こういうことで今回の改正案を決定いたしておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 今、仲原委員の質問に對して、政務次官から、政府の決意の点を示されたのでありますが、私も同様に、政府はこの問題については、重大なる決意を持って進まなくちゃできないと思ひますから、重ねて私も申し上げてみたいと思ひのであります。それは今回の法律改正によつて、政府は、なお残つておるところの不振の協同組合を整備拡充して不振を解消するようになされるということについて、今、政務次官の決意を聞いて、喜びにたえないのであります。しかし、今残つておるところの不振の組合

は、不振組合中の不振組合であつて、整備計画を立てることも非常に困難である、整備計画を立てたといひましたけれども、その整備計画の遂行というものは困難なものであるといひました。ならば、今残つておるところのもので整備が完了しないといふものが相当数生まれるだらうといふことは予想されるのであります。万一そういうふうなことがないといふことだつたら幸ひであります。もしあるといひましたならば、今、政務次官からお話があつた通りに、この問題については、すでに農林、大蔵両当局においては十分なる了解ができてこの法律案を出されたものと信ずるのでありますから、農林省は十分なる決意をもつて残るものの対策を講ぜられなくちゃできないと思ひのであります。どうか、仲原委員の質問に對して政府の決意を示されたのであります。私も重ねてお願いしておくのでありますから、この法律案の成立の状況から、また、結果から考へてみまして、政府は重大なる決意をもつて臨まなくちゃできないといふことを申し上げて、私の質問をいたします。

○政府委員(瀬戸山三男君) 先ほど仲原委員にお答えしたことと同様であります。これは委員の各位も同じ気持ちであらうと思ひますけれども、協同組合を救済するとか、あるいは協同組合の整備をはかるというものは、単に政府の助成を待つというより安易な考えでは、根本的に協同組合の整備はできない。その当時の一時の帳簿上の整理、あるいは一時の糊塗はできるかもしれないけれども、やはり、われわれの農業協同組合だといふ意識に基

て、そして、その協同組合の健全化がすなわち個々の農民の生活安定、経済上の向上に寄与するんだと、こういう自覚がなければ、単に、失礼でありますけれども、一つの法律によつて物事が解決されたとは思ひたいのであります。しかしながら、こうやって法律上の措置をとつて今やつておるわけでありまして、根本は、自主的に自分たちの力でやるという決意を促しながらやつておるわけでありまして、できやうだけ、この一年間においてそういう意味の努力をしてもらふ。また、この一年間において、この法律の許可範囲でやりまして、それでもなおかついけない場合は今仰せの通りあると考へられるわけでありまして、そういうものについては、あらかじめこれで救われないうことを決定して発表するといふことは、自主的な気持を阻害するゆゑんと私は考へております。今お話しのとおり、法律改正案を立案いたしましたときには、そういうことも予想いたしまして、財政当局ともそういう場合にさらに特段の措置を講じよう、という程度の話し合いをいたしておりました。その後のものはもう捨ててなくなる、こういう考へはいたしておりませんといふことを申し上げておきます。

○関根久藏君 今の政務次官の御答弁中、特別なことを考へるとおつしやつたことは、そのとき来年になつてみたらば新たな構想をもつて不振組合をその他を整備促進していくといふ考へのように承つたのですが、さうですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) ただいま審議をさせていただいておます一年間の延長の問題であります。この措置によつてなおかつこの法律の目的とするところが達成されない場合があるであらう。また、現にそういう状態のものも今日ただいま見えておるものもあるわけでありまして。しかし、それは最大の努力をいたしまして、今申し上げましたように、組合員自身、あるいは、組合の理事者自身も努力をしてもらつていかななくちやなりません。この一年間の延長をいたしまして、それによつてもなおかつこの法律の適用によつて救われない場合があるであらう。しかし、そういう組合に對しても、それだからといつてもその後には全部捨ててしまふというわけにも日本の現在の農村の状態ではできませんので、そういう場合に對しては、さらに新たな観点をもつて対策を講じよう、というところであります。

○委員(重政廣徳君) 他に御発言もないようですから、質疑は終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りまします。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入りまします。農業協同組合整備特別措置法の一

部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重政庸徳君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

柴田 榮 藤野 繁雄
清澤 俊英 鈴木 一
上林 忠次 秋山俊一郎
佐藤清一郎 関根 久蔵
仲原 洋一 堀本 宜宣
東 隆 大河原 一
河合 義一 北村 暢
千田 正 北條 簡八

○委員長(重政庸徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政庸徳君) 速記を始め

本日、これをもって散会いたします。

午後二時五十一分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地等の施越工事借入金に對す

る利子補給制度の請願(第八八八号)

一、市の公共事業諸施設設置のための農地転用に對する制限撤廃の請願(第八八八号)

一、農業協同組合役職員年金制度実現に關する請願(第八八九号)(第九二五号)

一、自作農貯蓄組合の法制化等に關する請願(第八九〇号)

一、狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(第八九〇号)(第九〇六号)(第九三二号)

第八八八号 昭和三十三年二月二十一日受理

農地等の施越工事借入金に對する利子補給制度の請願

請願者 岐阜県高山市議會議長 高田弥一郎

紹介議員 古池 信三君

農地、農業用施設の災害復旧に對する国の補助金の交付が相当遅延するので借入金によつてまかなわれているが、これらの利子補給については、地方自治体が窮乏した財政下で負担している現状であるから、国庫において利子を補給するようこれが制度化を図られたことの請願。

第八八八号 昭和三十三年二月二十一日受理

市の公共事業諸施設設置のための農地転用に對する制限撤廃の請願

請願者 岐阜県高山市議會議長 高田弥一郎

紹介議員 古池 信三君

市が公共事業の促進強化を図るために企画しようとする諸施設に農地を使用

する場合は、これが用途変更に知事または農林大臣の許可をえなければならぬが、その手続完了のためには相当の日時を要する關係上、建設時期を失し、あるいは計画変更を余儀なくされる等の支障が少なくないから、市の場合においても国または都道府県と同様農地転用に對する制限撤廃のため農地法の改正をせられたいとの請願。

第八八九号 昭和三十三年二月二十一日受理

農業協同組合役職員年金制度実現に關する請願

請願者 岡山県川上郡川上町 川上光市外一万四千七百七十九名

紹介議員 島村 軍次君 神原 亨君 近藤 鶴代君 秋山 長造君 江田 三郎君 藤原 道子君

農業協同組合役職員の福利厚生を図り、退職後の生活を保障し、安んじて日常の業務に専心従事することができよう私立学校教職員共済組合法ないし市町村職員共済組合法に準じて、年金制度を中心とする共済制度の法制化をすみやかに図られたいとの請願。

第九二五号 昭和三十三年二月二十一日受理

農業協同組合役職員年金制度実現に關する請願

請願者 東京都目黒区下目黒四ノ八七二 三橋誠外二千七百八十八名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九〇号 昭和三十三年二月二十一日受理

自作農貯蓄組合の法制化等に關する請願

請願者 鹿児島県肝那郡中良町 長 北田武盛外二千五百七十二名

紹介議員 石黒 忠徳君

自作農貯蓄組合は、現在その数五千七、組合員五十万人、貯金額八億円をこえる実情であり、さらに自作農維持創設資金融通法に基く予算が七十五億円となることに備え、借入れの場合の保証と償還の確保のために万全の策をたてようと種々研究しているが、この組合に法的根拠のないことが根本的な障害となつてゐるから、自作農維持のため自作農貯蓄組合を法制化すると共に、指導金融のために独立した金庫を設立するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第八九九号 昭和三十三年二月二十一日受理

狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内 一ノ六全国銃砲火藥商 工連合会内 千葉謙介 外一名

紹介議員 林田 正治君

狩猟法の一部を改正する法律案(第六条関係)の主旨によると空気銃狩猟許可年齢が二十才となるが、空気銃の所持が十四才から法的に認められてゐるにかかわらず狩猟年齢を二十才に引き上げてその欲求を抑圧することは、か

えつて密猟あるいは不当使用に走らせ、ひいては違法觀念を失わせる結果となるから、これを現行法と同一十八才にせられたい。また同法案(第三条以下関係)においては空気銃狩猟を丙種狩猟免許として狩猟者税の高額課税をすることになつてゐるが、これも実情無視の措置であるから、これを現行法と同一狩猟登録制、登録手数料五百円以下程度に修正せられたいとの請願。

第九〇六号 昭和三十三年二月二十四日受理

狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 茨城県水戸市南町四六八茨城県銃砲火藥商協會内 阪巻正外二名

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九三二号 昭和三十三年二月二十七日受理

狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 愛知県一宮市神明津町 二一 大塚正良外四名

紹介議員 吉田 萬次君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局